

## 令和7年度第1回 古賀市まちづくり基本条例検証委員会会議録

【日 時】 令和8年1月20日（火）19時～20時30分

【場 所】 古賀市役所 第2庁舎5階 501・502・503会議室

【出席者】 委員 水田洋司委員、田北雅裕委員、照屋博行委員  
永嶋恵美委員、柴田邦江委員  
古賀市 牟田口課長、清水係長、力丸業務主査

【傍聴者】 なし

【配付資料】

- 資料1 条例の推進及び運用状況について
- 資料1-1 自治会及び校区コミュニティの情報発信の状況
- 資料1-2 行政の政策に対する市民参画の実施状況
- 資料1-3 公募による委員等の選任状況
- 資料1-4 共働の状況
- 資料1-5 コミュニティ活動の状況
- 資料2 古賀市まちづくり基本条例リーフレット（案）

【会議内容（概要）】

### 1. 開会あいさつ

### 2. 委員長あいさつ

### 3. 協議事項

#### ①条例の推進及び運用状況について

（事務局）資料1、1-1、1-2、1-3、1-4、1-5に基づき、条例の推進及び運用状況について説明。例年報告をしている事項ではあるが例年と異なる点として、自治会の情報発信について「LINE」を導入しているもしくは導入を検討したいと考える自治会が増えている。自治会の情報発信の在り方にデジタルの活用が少しずつ進んでいることを報告。

（水田委員）資料1 情報共有の表の中「マスメディアを活用した情報発信」に月1回の記者懇談会の開催とあるがどのようなメディアが来られるのでしょうか。

（事務局）こちらは市の広報係が行っており、西日本新聞などの記者の方々が来られて市の情報発信を行っています。

（水田委員）毎月、各社の記者さんがお見えになるのでしょうか。それともどこかが代表して聞いて、それを各社に流すという形式でしょうか。

（事務局）記者懇談会は月に1回各社が来られています。懇談会以外にも随時メディアへ広報係から情報の投げ込みを行っています。

(水田委員) 資料1-1の情報共有の真ん中の表に「久保西ニュース」や「中央区まちかど」と書いています。記載がない区は何もやってないということでしょうか。

(事務局) こちらは一部抜粋になり、紙媒体での配布を行っている自治会の数はその左側の数字になります。なお、紙媒体の広報活動を行っていないと回答いただいた自治会はその上の表のとおり16になります。

(水田委員) 紙媒体以外による広報活動も数が少なく、46自治会のうち21と半分もありません。意外にLINEが少ないと思いました。古賀市の広報に関してLINEを申し込んでおけば、行事があると送っていただけるので、私はそれを活用しています。

(事務局) こちらは自治会独自でLINEアカウントを作成してオープンチャットなどの機能を利用しているというものになり、そのような方法で7の自治会が今活用されています。なお、紙の回答を行わず、広報手段はLINEだけという自治会もあります。

(照屋委員) LINEと回覧板を併用しているところもあります。うちの団地はそうです。回覧板から名前がなくなったので組から出ていったのかと思ったら、LINEで見るので回覧板を回さなくて良いです、ということでした。

(事務局) 他にも地域で検討した結果、併用されている隣組もあるという事例も聞いています。

(柴田委員) LINEや電子媒体は役員さんが定期的に変わるので、今の役員の方々は活用できるが次の方々が運用できない、という課題もあります。しかし、回覧板は自治会に加入していないと回ってこないで情報が知られないままになります。市の広報紙は全戸配布されていますが、そのように全戸配布されたイベントは周知が行き届いている感覚があります。西校区もコミュニティだよりを回覧していますが、自治会に入っていない方は目にする機会がないです。

(水田委員) 西校区は自治会に入っていない方は多いのでしょうか。古賀市自体は80~90%ぐらいでしょうか。

(事務局) 加入率は区によってかなり異なります。なお、市全体の加入率は、令和5年度にアンケートをとった結果69.1%でした。5年ごとに取り替えています、その5年前は80%弱という状況です。

(水田委員) 以前、組の役員をしているときは90%近かったのですが、だんだん減っていますね。

(照屋委員) 私の団地も約50世帯ありますが、うち10世帯近くの方がもう入っていません。また、回覧板も回してくれると言われることもあります。

(永嶋委員) 若い世代や一人暮らしの方が住んでいる賃貸マンション、アパートでは個人情報にとっても敏感です。自治会に入るかどうかの意思表示についても自分の名前を出したくないという

方もいらっしゃるので、昔に比べたらあえてその関係性を築きたくない人たちが増えていると思います。

(田北委員) 次の検証委員会につなげるために、このまちづくり基本条例を策定して前文に書いてあるとおり市民一人一人がまちづくりの担い手として、これまで以上に人や地域の結びつきを強め、信頼関係を構築し、お互いに協力し合いながら前向きに取り組んでいくことが不可欠なので、答申の時もお伝えしたと思いますが、まちづくり基本条例自体を知らしめることよりまちづくり基本条例が掲げていることを実現していくことが大切なわけですね。それがしっかりと取り組まれているのか、実現しているのかということを検証し、実現することができていないときに、もちろん条例だけで解決は難しいですが、条例を変えるべきではないかとか、ということを提言していくということを考えたときに、こういうことをやりましたというアウトプットですね、こういうパブリックコメントを何回した、それはしたけれども、実施した結果どうだったのかがとても大事ですよ。だから、アウトプットではなくアウトカムが必要で、何度ワークショップをやったとしても、そこに同じ人が参加しては共働として意味がないわけです。多様な人が参加している、或いは参加した人が満足して、しっかりと自分の意見が反映されたなと思っていなければそれは共働と言えないわけです。そういった質が求められていて、実現のためにどういうことをしなくてはいけないか。こういう情報発信手段ができました、といっても、もしかしたらそういう情報発信手段は必要ないかもしれない。そしたらこういう媒体が必要、ということについて、市として動いていかななくてはいけないので、公募による委員等の選任状況も 56 機関中 14 機関が実施しました、とまとめられてはいますけれども、ぱっと見たところ 56 に対しての 14 なので少ないということは感じられますが、そう感じられることしかここでは言えない。例えばこの 56 機関中、昨年度は何機関でしたとか、古賀市以外の自治体はこれぐらいですけど、古賀市はこうでしたとか、条例ができたときから参加した人たちの女性が増えました、とかそういうことがあって初めて検証ができていく。例えばそういうジェンダー面とか、多様な人の参加がやっぱり少ない、ということであればそれに合わせて条例の中でもしっかりと示す必要があるという話になっていくわけです。なので、アウトプットデータを示されても、いくつかの比較とか経緯があれば評価はできるかもしれませんが、アウトプットの質を評価するときに、やはり質がどうなのかを評価していくのはとても難しいですけども、そういうことに取り組んでいかない限り検証をしていく意味がないのではと思います。なので、ぜひそういう観点から、やっぱり古賀市のワークショップに参加して、その後どういうフィードバックをしたのかっていうところまで大事ですよ。参加したっていうわけじゃなくて、参加して本当に、自分の意見が言えて初めて市政に参画できたということだったりするので、例えば、市民の満足度調査とかがあってもいいですよ。例えば、こういった共働事業のこの 3 回についてはこういう意見をいただきましたとか、そういう評価のあり方が大事ななと感じました。

(事務局) ありがとうございます。昨年度も検証の際にご指摘をいただき事務局としても、やはり公募をして何人応募があったかではなく、その結果が重要だと認識しております。ワークショップを何回開催したではなく、ワークショップに参加した方がどういう意見を言われて、それがどう市の事業に繋がった、というような質の部分での評価を提言の際にもいただいていた。それにつきましては、次期の検証委員会のときに、資料の作り方など改良を重ねて、そういったところで評価をしていただいて、より実効性の高まるような条例の進捗管理をしたいと思っております、努めて参りたいというふうに思っております。

(水田委員) 資料の実績はいつの年度の結果でしょうか。

(事務局) 実績が出ているものは令和6年度になります。内部で検討しているのが例えば、資料1-2の令和6年度実績でいうと、古賀市子ども計画が真ん中ほどにあります。ここで実施されたワークショップをピックアップして、関係課と協議をする必要はありますが、例えばワークショップに参加された方が、本当に自分の意見を言えたのか、また、資料1-3の上部に介護保険運営協議会10人のうち公募の人数が4人というところでは、実際に公募で委員になった4人の他に何人が手を挙げたか、何人いらっしやっただかで、こういう事業には興味がある方が多い、など様々な角度から資料の作り方を工夫していきたいと思っております。昨年度、検証委員会で議論していただきました委員の皆様のご指摘と、次の4年後の検証でいただいた提言の内容も踏まえまして、資料の作成と進捗管理等を行いたいと考えています。

(水田委員) 毎回課題になるのは、量より質です。我々がいただいている資料は量を表していますが、質がどうだったかというのは、次の検証委員会にも引き継いでいただき、それを念頭に入れたまとめ方を検討する価値があると思います。今回の提言書にも書かせていただいています。あともう1点、こういう委員の公募の有無はどこで決まるのでしょうか。

(事務局) 委員会や協議会などの設置を定めた条例や規則などで市民公募等を規定しているところもありますが、基本的に統一的なルールはありません。

(水田委員) 市民参画を進めましょう、と言っても56機関中14機関しかない。去年も質問したと思いますが、全然変わっていません。市民参画を推進するのであれば少しお考えいただくことを希望します。

(田北委員) 行政側が市民の方々にこれはあまり参加してもらいたくないな、という気持ちがあったりするものに市民が参画することに意味があって、市民側が本当は意見を言いたいのに一応公募しているけれど、ちょっと情報出して引っ込めるというのはあってはならないことであって、市民が主体的に参加できる状況で評価することがやっぱり大事だと思います。例えば子どもに関して言うと、こども基本法ができて、子ども若者は必ず施策ができるプロセスに参加しなければいけない、という義務ができました。それがちゃんと達成されているか、その子ども計画を立てるときに当事者として子ども或いは障がいがある方たちに向けてアクセシビリティが高い情報の発信の仕方、公募ってということがわかるように情報が発信され、これぐらいの人たちが参加している、など全てにおいてそういうことが説明できなくても、ポイントでこういう方たちが参加できているということだけでも分かれば、市民参画ってことを考えて取り組まれている。その取り組まれていることを全市に広報として伝えていくと。それはまちづくり基本条例で参加を促進しているという普及に通じていくわけです。実質的にこの条例が機能していく、そして実質的にまちづくり基本条例が提示していることを取り組もうとしていく、そういうことをやっていこうとするきっかけはやっぱりこの場だと思います。個人的には検証委員会に納得させるための資料は全然必要なくて、条例を踏まえて取り組んでいることが感じられて、ここでその言葉を交わして動いていくということが必要だと思います。

(水田委員) ありがとうございます。ぜひ次年度からの検証委員会では今までの意見を踏まえて質の展開というのを図っていただきたいと思います。

(永嶋委員) 情報共有のところで、自治会・校区コミュニティの状況を書いてありますが、そもそも市民でありながら自治会に加入されていない方もたくさんいらっしゃると思います。そういう方々も、古賀市民なので、そこで加入してないこと自体が、1つの組織にも入っていない方になると思いますが、そういう方々が、30%とある程度の数いらっしゃるわけです。ここで、既に見捨てられているのではないかと思いますので、もしこの基本条例に則って市がいろんなことをやっていて、住民も一緒に関わっていきましょうということであれば、ここに加入していない方を増やすのは難しい現状があると思いますが、そういう方に対しても意識をしていかないといけないし、今後自治会の存続は若い方がなかなか関わらないってことで問題点も多いと思いますので、今のうちに関わる人たちを増やさないといけないので、増やせるような配慮とありますか、そこを見捨てたままが良いのか、という気がしました。この報告については、前向きに活動に関わっている方のことなので、前向きでない方、距離を置いている方もたくさんいらっしゃると思うので、どちらかというとなんかそういう方が、情報弱者になると思うので、そういう方々に対しての働きかけをするための基本条例でもあると思うので、その部分に対してのその視点をもう少し調査の中に加えていただいて、これを市民の方がどこまで見られるかわからないですが、関わってないけれども、ふとしたときに、これを見て関わっていく方、一人暮らしの学生であったとしても将来的に子どもができれば、10年たつて入るってということもあると思うので、今若い一人暮らしの方も無視していいのか、高齢の方もそのままにしておいて良いのかということもあると思いますので、そういう前向きではない方に対しても、市が配慮して一緒にやっていこうよっていうメッセージをもう少し出すべきだと思いますので、基本条例のパンフレットだけではなく、何かそういう方々に対しての働きかけを少し考えたほうが良いのではないかなと思いました。

(水田委員) 情報共有に関しては、自治会や校区コミュニティが発信しているものは届いてないと思いますが、市が発信する市報は各戸に配布されますので全部届いているはずですが、永嶋さんがおっしゃっているのは、自治会及び校区コミュニティが発信している書類が届かないということですね。

(永嶋委員) 市として、例えばLINEで発信していますよ、としてもLINEを登録しないと見れないし、自治会に入っていない方がもしかしたらLINEがあることすら知らないかもしれない。

(水田委員) LINEは全戸に配布している広報紙に載っています。見れないのは自治会とかコミュニティが発信する情報ですね。これは入っておられない方には届いてないんじゃないかなと。

(永嶋委員) あとは外国人が増えましたので、外国人にもわかりやすい配慮が必要ではないかと思います。市民として定住しておられる方には広報紙は配られますが、読めないと思います。多文化共生の面から最低の情報が出されているとは思いますが、言語の種類が十分なのか。たどたどしい日本語では読めないの、管理団体という管理する組合に情報を教えてあげてくださいよ、という働きかけなどをしないと、ごみの問題にしてもなかなか上手くないかと思う。古賀はもう1000人近くいますよね。(⇒事務局より:1400です)もう1400人になっていますが、

これからもっと増えていかないと事業が継続できないので、もっと増えるはずなのでその配慮は必要と思いますので、次回の検証委員会に伝えていただきたいです。

(照屋委員) 外国の方は私の近所ではネパール、そしてベトナムの方が多いですね。帰られました。がインドの方もいらっしゃいました。

(水田委員) 古賀は工場があるので、かなりの人がおられますね。1400人は人口の3%になります。それでは、次の議題に進めます。

## ②リーフレットのリニューアルについて

(事務局) 資料2について説明。3月にリーフレットの全戸配布を予定しており、2月5日を目途に意見をいただきたい。

(水田委員) 2月5日までのご意見ということですが、ご質問などありましたらお願いいたします。これは全戸配布ということですが、自治会を通しての配布ではなく、市報と一緒に配布するということ間違いありませんか。

(事務局) 間違いありません。

(水田委員) 表紙がちょっと見づらいなと思いました。ぼかしている感じですが、狙ってこのようにしているのでしょうか。

(事務局) サイズが関係しているかもしれないので確認いたします。

(田北委員) まず高齢の方たちが読みやすいのは最低限で、例えばこのまちづくり基本条例前文の文章は後ろの空の色、そもそも前文が長いということもありますが、赤と緑はなかなか視覚的に色使いとして見づらい。縁取りされているので、色覚の障がいがある人たちも色がなくても見えるということはあるかもしれないですけども、背景の絵とこの文字のバランスっていうのを考えると、読みやすさもデザインに反映する必要があります。それと、このパンフレットを手にした人がどう感じるのか。さっきと通じることでもありますが、まちづくり基本条例というものがあって、それをもとに住民の方々が参加したいと思えるためには、条文よりも事例の紹介があつていいと思います。先ほどイラストの趣旨から身近な活動としての自治会活動ということは分かりますが、これを受け取った人たちはいろんな人がワイワイ何かやっているだけ、と捉える可能性は高いと思います。もちろんそういうイラストを交えてもいいですが、そのイラストが入っているのが、条例の位置付けの下にそういうイラストが入っており、身近な活動としてのそういうことを感じてもらいたいという目的を持ったイラストとしては、ちょっと機能しづらいようなデザインになっていると感じました。まちづくり活動の中で主体的に参加するといった例であれば、ワークショップの様子などがあつてもいいかなと思います。また、内面の真ん中に「ポイント」と書いてありますが、全体的にまちづくり基本条例を網羅して紹介されています。こういうレイアウトで、かつ市民・議会・行政と情報共有・市民参画・共働が見出しも全部同じデザインなので、違う内容であっても、おそらくパッと見てどこを読めばいいのか、どこから読めば

いいのか、どこが大事なのか、というのが読む方にとっては分かりにくいですね。もっと読む優先度、ここをまず読んで欲しいなっていうプライオリティの高いものを、例えば2つ折りで広げた時に網羅的にそれが見えるというよりも、ここを一番感じて欲しいなところを優先的にデザインして、或いは三つ折りなど折り方を工夫するとか。それを読んだ人がどうして欲しいのか、ということを考えれば、QRコードが載っていますけれど、ただ条例をもっと知りたい人がもっとももっと知りたいってということなのか、もっとこう参加して欲しいというそういう行動を起こして欲しいのか、何かこれを受け取った人たちが受け取って網羅的にまちづくり基本条例があるよっていうことをお目にするだけでいいのか、もし知りたいと思った人たちが次の行動を起こすのであれば、もう少し知りたいってところに限定するのであればこのQRコードのレイアウトを工夫するなどしたほうがいいかなというふうには思いました。

(柴田委員) 私は見た時に一番大事なところが読み取れなくて、大事なのは市民参画や共働でそのためにこのまちづくり条例があるのではないかと思います。市民参画と共働というところがあって、どんなことをしているから、それなら私たちも参加できるかも、と思わせるようなリーフレットだと良いのかなと思いました。

(田北委員) 基本構想、意見等の取り扱いよりも今まさにおっしゃったようなことが市民にとっては大事なわけですね。それが並列で並んでいて、さらにそこで説得力を高めるためのイラストが違う内容だとパッと見てどこを読めばいいか、何が大事なのか、ポイントって書いてあるけどポイントがどこなのかがわからないっていう状況になっているかなと思います。

(永嶋委員) 目的が条例をお知らせしているのか、もっとその活動を促進するためのものなのか分からないですけど、コミュニティ活動の下の自治会・校区コミュニティ・市民活動団体の詳細な説明を見ると、自分だったら入りたいと思わないので、ここをもう少し楽しそうな感じに、表現難しいかもしれないですけど皆さんも参加しませんか、という印象を与えるようなものにしていただいたら一石二鳥かなと思いました。

(田北委員) すごくシンプルに言うと市民の人がこれを読んで例えば、「行政は市民参画の機会を設けながら行政計画を策定するように努め、行政計画の適切な進行管理を行います」という行政の姿勢を難しい言葉で示されても受け止めようがないところがありますよね。もちろんこういう姿勢で行政は取り組むということを理解することはとても大事なことでありますが、姿勢を示す背景には市民からそこに参加して、意見がちゃんとこういうふうに取り扱われるというところまで理解が及ばないと、こういう言葉を示されても納得しない。だからまずはこれを最初にぱっと手にした市民がまちづくり基本条例で大切にしている市民参画とか、みんなで一緒にまちづくりに取り組むとはこういうことだな、そのためにこのまちづくり基本条例がある、それについて行政は皆さんが参加できるような土壌づくりとして、こういった適切な進行管理を行っていく。それをあえて同じレベルでわざわざ説明しなくてもいいわけですね。だから条例を網羅的に説明しようとして、それを受け取る側の市民は何が重要なのかってということが分かりにくい状況になっているのかなと思います。

(水田委員) リーフレットの作成は、今回が2回目になりますか。最初のものと今回の間に別途作成しているのでしょうか。

(事務局) 今回で2回目の作成になります。また、委員の皆様からいただいたご指摘を踏まえて可能な限り修正を行っていきたいと思います。まちづくり基本条例を知っていただくことよりも大事にしていることなどを踏まえ、我々が伝えたいことを伝えられるようにして市民の方が手に取れるようにしたいと思います。様々なご意見いただき、ありがとうございます。

(田北委員) いろんな自治体の事例をご覧になっていますか。

(事務局) 他市の事例は参考にさせていただきました。第一条から流れているものもあれば、ポイントに絞ったものもありました。条例を伝えるのであれば第一条から並べたほうが詳しく伝えられるのかを考慮した結果、その過程の中で方向性がずれてしまったところがあったと皆様のご意見を聞いて認識いたしました。

(永嶋委員) 前のパンフレットは分かりやすかったと思いますが、それは廃止にされるわけではないですね。まだ余力があるのであれば条例を見るときに分かりやすいなと思ったので条例をお知らせするパンフレットは前のものを使って、今回はその中でポイント抜き取って、だからこういう活動をしますよ、それを元に市も支援していますから皆さん参加しましょう、という意識づけで作られるパンフレットはどうでしょうか。これが条例の説明なのかよく分からなかったのですが、もし条例の説明をしたいのであれば、その前のリーフレットに飛ぶようなホームページに変えたり、このリーフレットにも載せて条例は前のものを見ていただいて、これは伝えたいことに集中して載せるっていう目的のほうが効率的かなと思いました。前の方が見やすかったので、逆にこれを見ると混乱してしまいそうなので。せっかく前のもコストをかけて作ったのであれば、それも生かして、これはもう少し活動を後押しするきっかけのためのものにされるような内容にしたほうがいいのかなど。ただ条例をお知らせするっていう目的だったら、先ほどおっしゃったように、順番考えるとか工夫をする必要があると思うんですけど、前と合わせてこれを使ったほうが、予算も無駄ではないのかなと思いました。

(田北委員) 今ちょっと検索して決してこれがベストだとは思わないですけど、例えば恵庭市は同じまちづくり基本条例のパンフレットのタイトルで「もっとみんなでつくる住みよいまち恵庭」というタイトルです。下の方に知っていますかまちづくり基本条例って書いてあり、その隣はやってみようまちづくり、身近なまちづくりをご紹介しますという形で、どうやったら恵庭市の情報が収集できるのか。公式LINEの紹介があったり、こういうことに参加してみようっていう参加するものに対して調べるためのQRコードが載っていたり、意見を伝えてみようっていう時に意見を伝えるためにはアンケートとかパブリックコメントがあるよっていうようなことが書かれていたり、町の人にはどんな活動しているのかということで、実際の方がこういうお祭りを開催していますよ、こういった地域活動していますよ、参加しながら見守り活動していますよ、という市民の声がそこに載っています。その隣にまちづくりっていうのは議会、市民、行政でこういう役割がありますよ、そもそもまちづくりってこういうことですよっていうことが書かれています。まちづくり基本条例の条文は書かれてないけれども、ポイントとしてそれぞれこういう役割があるということ、そして、まちづくりに参加するためのこういう情報をホームページでこういう情報が収集できますよ、実際に市民の方たちはこういう活動していますよ、ということが紹介されています。手に取って、こういうふうにはパブリックコメントはここに情報が出ているとか、

古賀市のこういう情報を得るためには、ここを見ればわかるとか、そういうことがあると参加するしそれを後押しするそういう土壌づくりをしているのがまちづくり基本条例だということは感じられる。まちづくり基本条例の条文そのものを理解してもらうのではなく、その条文をなぜ作ったかっていうことと、市民の方々がまちづくり活動に参加するために作ったので条文を紹介することよりもまちづくり基本条例を通して、市民の方々にまちづくりに取り組んでもらうことを感じてもらう。まちづくり基本条例を伝えるために作ったパンフレットがやっぱりそうであるっていうことが、大切だと思います。当初は、まちづくり基本条例ができたことを知ってもらうためなので、それはそれでいいですけども今はその活動を促進していくステップだからですね。

(柴田委員) 私もタイトルに基本条例と書いてあると、かまえてしまうかもしれないので前のパンフレットのときのように「みんなでつくる住み続けたいまちの実現」とかこちらをタイトルした方がよかったかなと思ったら、先ほどの恵庭市の方にも同じようなことがやはり書かれてありました。

(水田委員) 少なくとも前文はここに載せなくてもよいかもしれませんね。

(永嶋委員) 条例は皆さんが理解しなくてもいいと思います。目的はよりよく生活するためだと思うんですね。だから条例があって、市が後押ししてくれるっていうのが分かればもっと皆さんが市に対して近寄って活動するということもあるので、それは分かったほうがいいと思うんですけど、極論言えばその条例の前文は理解しなくても活動をして、その方々が幸せに暮らして何かいいまちだなんて思うことの方が大事なような気がするので、先生がおっしゃったように、皆さんの意識がそのまちづくりに参加するような気持ちになるような、パンフレットの方が発行する意義があるのかなと思います。年配の方、私の母は82歳ですけど、条例とか法律とかどうでもいいって感じなので、配布されたときに多分読まないと思いますが、ただ何か違った形で、先ほどご紹介されたような形のものだったら、何か楽しそうだなっていうので見て、実はそういうのがあるとわかるので、もう極論言えば条文の内容がわからなくても何かあったら参加したらいい、相談できるということが分かればいいのかなと思いますので、うちの母のような人間でも何かこう中を見たいと思うようなパンフレットだとありがたいです。

(水田委員) いろんな意見が今出ていますが、内容は変更できますか。

(事務局) ご意見、ありがとうございます。こちらが今日の検証委員会の中心の議題としております。令和6年度に市民の方を無作為抽出してワークショップに参加していただいた時、まちづくり基本条例を知っていますかという問いに対して、知っていたのは20人のうち1人だけでした。その時の委員長のがっかりした顔を私は決して忘れはしないんですけども、事務局としては、このまちづくり基本条例という存在をまずは知っていただく必要があるということの思いを乗せ、今回の提案をさせていただきました。皆様方からいろいろご意見をいただいたものに近づけるように、副委員長から紹介いただきました他の自治体の事例も改めて確認をさせていただいて、今年度中に全戸配布ができればいいと思っております。2月5日までご意見をいただく期間と説明しましたが、本日で大体いただけたのかなと思っております。意見を元に、できる限り近づけるように我々も努めて参りたいと考えております。変更はできませんということでご提案

をさせていただいているわけではございませんので、努力させていただきたいと考えております。以上です。

(水田委員) いろんな意見を出していただいたので、多岐に渡りお話ができたと思います。これだけは言っておきたいというご意見ありましたら、どうぞ。

(照屋委員) 3年前に地区の組長になりましたが、毎月の組長会議で1度もこのまちづくり基本条例について区長から説明はありませんでした。区長会をやられていますので区長を通してアナウンスをしてもいいのではないかなと思いました。

(事務局) パンフレットは毎年ご案内しておりますが、なかなかそういった組長さんのところには届いてない実情も承知いたしました。

(水田委員) パンフレットは届くんですが、ただ、区長が組長会議のときにこういうパンフレットを配りますとか、こういうのがあって注意しといてくださいねとかいうそういう注意喚起もないのは、どこの区でも同じ状況かと思います。

(柴田委員) 最初に作成したパンフレットを配られたということもないですか。

(照屋委員) 組長の時はなかったですね。

(水田委員) 毎年4月の区長が代わるタイミングで配布していましたよね。

(永嶋委員) 今年度の4月も配布して、次年度の4月も配布されるということによいですか。

(事務局) 今年度の4月も配布しております。次年度の4月も今回作成するものを配布する予定です。

(田北委員) まちづくり基本条例を知ってもらうことを考えると、パンフレットとかホームページなどのメディアにたどり着くと思いますよね。だけどやっぱりそれだけではなくて、例えば住民の方たちが参加する仕組み、参加することでもっといいものになると。例えば今回のこのパンフレットも少し早い段階でここまで作り込んでないものを、例えば市民から意見を交わす場は、この会議になると思いますが、幾つかのパターンやこういう自治体がありますよっていうのをみんな話すと参加感覚も醸成してきて、それぞれが参加して良かったなと思って、そして成果としていいものができるという、このプロセスそのものがやっぱり参加であって、行政の方がよかれと思って自分たちで一生懸命作って、そして見せてたくさん意見聞いてもうこれ変更できないではなく、もっと最初のプロセスでやると、そこに子どもたちの意見があるかもしれないし、市民の誰かを取材してその人の声を掲載することもできるかもしれないし、そういうプロセスを膨らませること自体が、このまちづくり基本条例が目指しているところだと思います。例えばそういう研修を開催すると、まちづくり基本条例でこういうことを大切にしているからこういう研修があるということがまちづくり基本条例を知らしめるということだと思います。だからまちづくり基本条例の認知度を上げることを考えた時に、やはりシンプルに考えるとパンフレ

ットを作るとか、ウェブサイトを作るとなるかもしれませんが、実質的にそれが機能していくことを考えたときに、いろんな機会もあったりすると思うので、そういうことを総じてまちづくり基本条例を理解してもらうことを考えていただきたい。あと、条例は法的にこういう言葉でなくてはならないと非常に限定された表現として作られるものだから、そうではない表現として作られるものがパンフレットなので、難しい言葉そのものを紹介するのではなく、条例では表現しきれなかった豊かな言葉を使い豊かな表現を使ってまちづくり基本条例を体感してもらう。条例をそのまま紹介する、広めるではなく、実質的にそれが機能していくための条例では表現できなかった言葉で表現していく。優先づけは条例ではできないですね。第一条第二条第三条って順番が決まっているわけなので、でもこの第三条が大事で、この第三条が分かるイラストを交えてポンと持って来るという発想でぜひ作っていただきたいなと思います。

(永嶋委員) 頑張ってレイヤーをかけてあるのかなと思いました。まちづくりは景観ではなく人との関わり合いなので、人を前に出した方がいいと思いました。このぼやけ具合も見て、不協和音がして違和感があるので、いっそのこと人をターゲットにしたほうがなんかわかりやすいと思いました。

(柴田委員) このイラストを生かすのであれば、この基本条例の丸を気球にして望遠鏡で覗いているようなイラストにして、その気球のところはこのタイトル入れたりすると良いのかなと思いました。

(水田委員) 意見聴取はこれまでとし、協議事項は終了いたします。

#### 4. その他

現在の検証委員の任期が今年度で終了するため、新しい委員を募集していることを報告し、任期中に貴重な意見をいただいたことに事務局から感謝を申し上げ終了した。